

【2】学校のきまり

1 始業・終業

始業時刻	通 年	8 : 45
終業時刻	月～金	15 : 25
生徒完全下校	通 年	18 : 20

遅刻、早退、欠席等の学校への連絡は、
グーグルフォームで**8 : 30まで**にお願いします。
電話での連絡は、**8 : 00～8 : 20** にお願いします。
電話番号 事務室 0256-52-3115

通常授業 時程表

SHR	8 : 45 ～ 8 : 55
1 限	9 : 00 ～ 9 : 50
2 限	10 : 00 ～ 10 : 50
3 限	11 : 00 ～ 11 : 50
4 限	12 : 00 ～ 12 : 50
昼休み	12 : 50 ～ 13 : 35
5 限	13 : 35 ～ 14 : 25
6 限	14 : 35 ～ 15 : 25
(7 限	15 : 35 ～ 16 : 25)
清掃	15 : 25 ～

2 卒業・進級・原級留置

1. 1 単位とは 1 週間に 1 時間の授業を 1 年間学習し、学校で定めている規定（出席状況・成績）にかなった場合、1 単位を修得したという。
2. 次の何れかの条項に該当する場合は進級を認めない。
 - (1) 単位不認定科目が 3 科目以上ある場合。
(単位不認定科目が 2 科目以下の場合は 1 回追認考査を行い、審議して進級、卒業を認定するが 1 科目でも不認定の場合は進級を認めない。)
 - (2) 欠席時数が実施授業時数の 1 / 3 を越えた場合。

3 賞状の授与

1. 表 彰……………農業高校生として優秀な成績を収めた卒業生に対し、産業教育振興中央会長賞、全国農業高等学校長協会賞、新潟県産業教育振興会長賞を与える。
2. 皆 勤 賞……………在学中無欠時で、遅刻、早退がない者に与える。

4 生徒心得

第 1 指 標

- 1 一般的な教養を高めると共に専門的な技能に習熟し、個性の伸長につとめる。
- 2 真理を愛し、勤労を重んじ、友愛に満ちた自由にして明朗な学園の建設を図る。

第 2 実践項目

愛敬協調、公正廉直、勤儉質朴、責任実行、師長尊重

第 3 挨拶の心得

- 1 先生方や来客には敬愛の気持ちをもって挨拶する。
- 2 明るく学校生活を過ごす上で生徒同士は挨拶をする。

第4 登下校中の心得

- 1 始業時刻に遅刻しないように登校し、放課後は規定の時間内に下校する。
- 2 途中において商店を利用する場合はマナーと節度をわきまえる。
- 3 登下校時は、交通マナー、交通規則を守り、事故の起きないように十分配慮する。またなるべく学友と行動し、言動にも留意して生徒としての品位を保つ。

第5 学習の心得

- 1 授業中は姿勢を正し、騒いだり、注意が散漫にならぬよう努める。
- 2 教室に備えつけの諸用具は教師の許可を得て使用する。

第6 校内の心得

- 1 常に各種の掲示に注意し、その事柄を心得ておく。
- 2 校舎や校具は大切に取り扱い、万一破損紛失した時は直ちに学級担任（または係の先生）に届け出ること。この場合弁償しなければならないことがある。
- 3 運動道具その他部屋、器物を使用するときは、学校所定の用紙で届出、許可を得て使用する。使用後は責任ある後始末をする。
- 4 校内では定められた時間、場所以外で飲食しない。
- 5 校内にポスター等の掲示及び陳列配布等する場合はあらかじめ学級担任（または係の先生）の許可を受ける。その場合、画鋏か養生テープ等を使用し、所定の場所に貼る。
- 6 土日曜祝日等に登校し校舎、校具、グラウンド等を使用するときは指導教師の監督の下で使用する。その際、学校警備員にも使用箇所、使用時間を連絡する。
- 7 登校後は許可なく校外に出てはならない。

第7 校外の心得

- 1 夜間外出または外泊の必要があるときは、必ず保護者の承諾を得る。
- 2 常に本校生徒の体面を重んじ、軽々しい行動があってはならない。
- 3 交通マナー、交通法規を遵守し、交通の安全を図るように努める。

第8 容姿服装上の心得

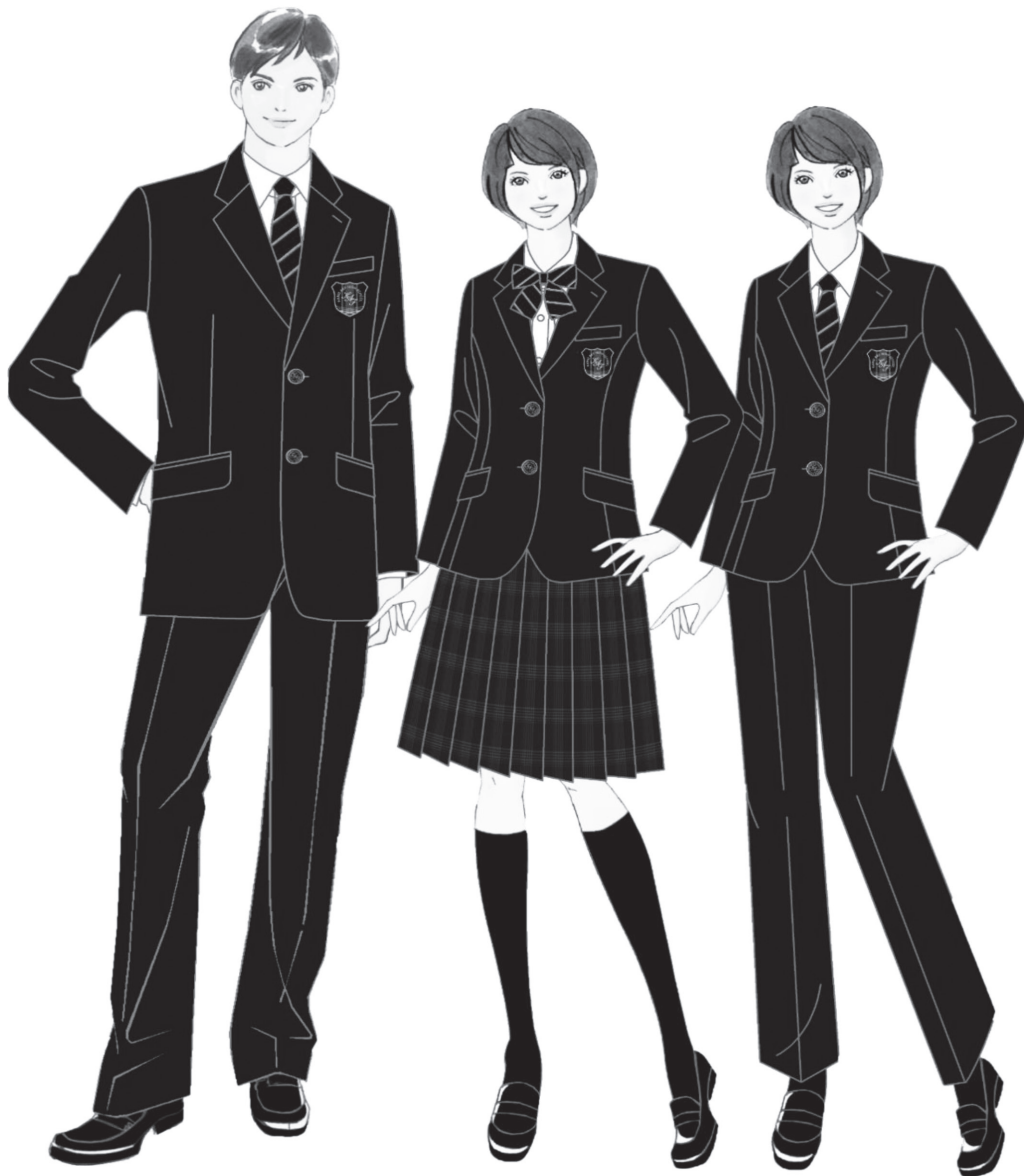
- 1 服装は清潔を心がける。
- 2 制服を着用しないで教室に入り授業を受けてはならない。
ただし、疾病その他の特別の事由で異装する必要があるときは届出て許可を受けるものとする。
- 3 外出の場合は、身分証明書を携帯し、高校生らしい服装を心がける。
- 4 容姿、服装のきまりは別表の「服装・身だしなみ 規定」による。

服装・身だしなみ 規定（令和8年度入学生）

	男 子	女 子
冬服	・学校指定のブレザー及びスラックスまたはスカート(膝丈)とし、加工したり長さ等を変えたりして着用してはならない。 ・ベスト着用の場合は学校指定のものに限る（白色または紺色）。 ・本校で決められたボタンをつける。 ・上着の下は、角襟の白色ワイシャツまたは白色ブラウスとする。 ・学校指定のネクタイまたはリボンを着用する。 ・左襟に学校バッジをつける（学年色）。 ・冬季時にセーター等を着用する場合は、V型とし、上着の下、襟、袖から外に出してはならない。華美でない色を原則とする。	
夏服	・学校指定のスラックスまたはスカート(膝丈)とし、加工したり長さ等を変えたりして着用してはならない。 ・半袖または長袖の角襟の白色ワイシャツまたは白色ブラウスカ、開襟シャツとする。 ・ネクタイ、リボンを略してもよい。 ・ベスト着用の場合は学校指定のものに限る（白色または紺色）。	
髪型	・面接等で通用する髪型を基本とし、清潔に保つ。 ・パーマ、染色、脱色など奇異な感じを与える髪型は禁止。 ・前髪は眉を超えない程度とし、耳、襟にかからない程度とする。 ・頭髪は耳、襟にかからない程度とし、前髪は眉を超えない程度とする。	・面接等で通用する髪型を基本とし、清潔に保つ。 ・パーマ、染色、脱色など奇異な感じを与える髪型は禁止。 ・前髪は眉を超えない程度とする。
帽子	・授業に必要な場合を除き、着用を禁止する。	
靴	・通学靴の色・型は自由とするが華美であるもの、奇異な感じのものは使用しない。 ・サンダル及びバックバンド等の靴は禁止する。 ・校内では学校規定の運動靴を使用する。	
ソックス	・華美でない色を原則とする。	
防寒具	・華美でなく、また奇異な色及び型でないものを崩さずに着用する。	
ベルト	・華美でない色を原則とする。バックルが極端に大きいもの、極端に長いもの、白色など派手なものは禁止。	
実習服 体操着	・学校指定のものとする。 ・所定の時間外の使用は禁止する。	
その他	・ひげ、化粧及びアクセサリ等は禁止する。 [マニキュア、色つきのリップクリーム、口紅、アイシャドー、つけまつげ、カラーコンタクト、ピアス（無色含）、香水など禁止] ・疾病、その他特別の事情があるときは、届け出て異装の許可を受ける。	

※ 服装・身だしなみ規定の「華美でない」の解釈は、「派手な色、柄は避け、目立たないもの」とする。

【 冬 服 ス タ イ ル 】



指定ベスト 紺



指定ベスト 白



頭髪

高校生らしく清潔であること。パーマメント、染色、脱色、その他不自然な髪型は禁止とする。

ブレザー

ボタンをきちんと留める。左襟に学校バッジをつける。

冬時期にセーター等を着用する場合は、上着の下及び袖から外に出してはならない。

華美でない色を原則とする。

シャツ・ブラウス

首元の第一ボタン、袖口の釦をきちんと留める。シャツの裾を出さない。

ネクタイ・リボン

シャツ・ブラウスの第一ボタンの上に結び目がくるようきちんと着ける。

ベルト

バックルが極端に大きいもの、極端に長いもの、白色等派手なものは禁止。

スラックス

ウエストの位置で履き、ベルトを締める。腰履き禁止。加工したり長さ等を変えたりして着用してはならない。

スカート

スカート丈はひざの中心。加工したり長さを変えたりして着用してはならない。

靴

校内では学校規定の運動靴を使用する。通学靴の色・型は自由とするが、華美であるもの、奇異なものは使用しない。サンダルなどかかとの出るものは禁止。また靴のかかとをつぶして履かない。

その他

ピアス（透明な物を含む）アクセサリ類の装着は禁止。ひげ、化粧等は禁止。

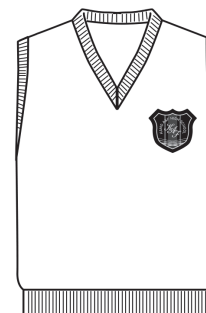
【 夏 服 ス タ イ ル 】



指定ベスト 紺



指定ベスト 白



※ ブレザー、ネクタイ、リボンを略しても良い

シャツ・ブラウス 半袖または長袖の白色の Y シャツか開襟シャツとする。
シャツの裾を出さない。ネクタイ・リボンをしない場合は、第一ボタンのみはずしても良い。

ベルト バックルが極端に大きいもの、極端に長いもの、白色等派手なものは禁止。

スラックス ウエストの位置で履き、ベルトを締める。腰履き禁止。加工したり長さ等を変えたりして着用してはならない。

スカート スカート丈はひざの中心。加工したり長さを変えたりして着用してはならない。

ソックス 華美でない色を原則とする。

ベスト ベストを着用する場合は指定ベスト（紺・白）とする。

第9 清掃の心得

- 1 学校の内外を問わず、常に美化に努める。
- 2 清掃は環境整備と心得て進んで実施する。

第10 所持品の心得

- 1 所持品はすべて学年、組、氏名を明記し所定の場所に整頓すること。
- 2 現金、物品はつとめて貸借しない。
- 3 現金、物品を紛失または拾得したときは直ちに学校に届け出る。
- 4 実習、体育時にはクラスの貴重品袋を、クラブ活動（生徒会農業クラブ等）のときは、そのクラブの貴重品袋を活用すること。
- 5 通信機器（携帯電話、スマートフォン等）の校地内での使用は禁止する。
- 6 学習に必要なものは校内への持込を禁止する。

第11 病気休養衛生に関する心得

- 1 学校で発病し、または負傷したときは、直ちに学級担任に届け出る。
- 2 保健室の利用に関しては、養護教諭に届け出る。
- 3 学校感染症にかかった場合は、できるだけ早く学校に連絡すること。また付近で感染症発生の場合は、同様に学校に連絡し、適当な指導を受けること。

第12 届出に関する心得

- 1 欠席するときは、あらかじめその理由をのべて、保護者から学級担任に連絡する。
- 2 遅刻、早退、欠席等をしようとする者は、あらかじめ理由を、学級担任に連絡する。
- 3 あらかじめ届け出ることができないときは翌日すみやかに届ける。
- 4 姓名、住所、保護者、保証人等の変更、異動があったときは直ちに校長に届け出る。
- 5 証明書等の必要のときは少なくとも前日までに事務室の係に申し出ること。
- 6 病気その他の理由で休学する場合は、学級担任に相談の上、学校長に届け出る。復学するときも同様とする。休学期間は1ヶ月以上1年以内とする。

第13 男女交際の心得

- 1 男女の交際は明朗・健全であること。
- 2 お互いにその人格を尊重し、良識を持って行動すること。

第14 アルバイトに関する規定

1. アルバイトについて

原則禁止とする。ただし、経済的な理由もしくはやむを得ない事情でアルバイトを希望したい場合は、以下の条件を満たした上で所定の手続きを行うこと。

- (1) アルバイトをする場合は、以下の条件を満たし厳守すること。
 - ① アルバイトの面接を受ける前に必ず所定の手続きを行う。
 - ② アルバイト後は22時には帰宅していること。
 - ③ 定期考査1週間前および考査期間中は禁止とする。
 - ④ 欠点等、成績不良となる場合は直ちにアルバイトをやめること。
 - ⑤ アルバイト先でも校則や法律に則って行動すること。
- (2) 以下のアルバイトは禁止とする。
 - ① 宿泊がともなうものなど深夜に及ぶもの。
 - ② 危険を伴うもの。
 - ③ 居酒屋など酒類を主として提供するもの。
 - ④ その他風紀上好ましくないアルバイト。
- 2 規定に違反した場合は、直ちにアルバイトをやめるとともに特別な指導を行う。
- 3 手続き方法
 - ① アルバイトの理由や必要性を保護者及び担任と十分に話し合う。
 - ② アルバイト許可願を提出し、許可された場合はアルバイト安全確認書を提出すること。

第15 その他の心得

- 1 学校において定められた諸規則を守り生活する。
- 2 自転車、バイクは所定の場所に置くこと。自転車は必ず鍵をかけておくこと。
- 3 他人のものを無断借用することは絶対あってはならない。
- 4 学校に非常の事態が発生した場合、職員の指示を受けること。
- 5 忌引日数は次のとおりとする。

死亡者						
(1)	父	母	7日	(4)	曾祖父母	3日
(2)	兄弟	姉妹	5日	(5)	いとこ	1日
(3)	祖父	母	3日	(6)	叔父・叔母	1日

5 車両運転心得

1 運転免許取得許可条件

◎原動機付自転車（125cc 4.0kw 以下）について

- (1) 免許取得は、1年生の1学期終業式の翌日から認める。
- (2) 免許の取得にあたっては、所定の免許取得願を担任に事前に提出すること。
- (3) 免許取得は、学校の休業日に行うこと。
- (4) 免許証が交付されたら直ちに免許証を担任に提示し、免許取得届を提出すること。

◎四輪車について

- (1) 普通運転免許取得のための自動車学校入校は、3年生の1学期終業式の翌日から認める。

- (2) 自動車学校の入校にあたっては、所定の免許取得願を担任に事前に提出すること。
- (3) その後の受講については、学業に支障の無いようにすること。学業に支障をきたすような違反があった場合は免許取得願を取消す。
- (4) 免許証が交付されたら直ちに免許証を担任に提示し、免許取得届を提出すること。

◎自動二輪車について

自動二輪車の運転免許取得は禁止する。

2 車両運転心得

- (1) 交通法令、交通道德および本心得を遵守し常に安全運転に勤めること。
- (2) 運転を許可する車両は、次の範囲とする。
 - ◎自転車 ◎原動機付自転車（125cc 4.0kw 以下・以下バイクという）
- (3) バイクを運転する場合はいかなるときでもヘルメットを着用すること。ヘルメットはフルフェイス型を着用すること。
- (4) 車両の貸借は禁止する。
- (5) バイクを利用しての旅行は、原則的に禁止する。
- (6) 四輪車の運転は原則的に禁止する。やむを得ない理由で四輪車を運転する場合は、責任ある保護者の同乗のもと、安全に十分注意して運転するものとする。
- (7) 交通事故をおこした場合、次の処置をすること。
 - ① 直ちに負傷者を救護する。
 - ② 警察署、交番等に直ちに届けて指示を受ける。
 - ③ 学校へ事故の内容を報告する。
- (8) 交通違反をしたときには、直ちに学校へ報告すること。

3 車両通学心得

- (1) 車両通学を希望する生徒は、バイクおよび自転車ともに学校所定の通学許可願を学級担任に提出し、学校の許可を得てから通学すること。
- (2) バイクの通学許可基準は運転片道距離が4 km 以上16km までとする。ただし、電車、バス等の交通機関の便の良いところは、その交通機関を利用するものとする。
- (3) 車両通学を許可された生徒は、学校発行ステッカーを車両およびヘルメットに貼付してから登下校に使用すること。貼付位置は、バイクはハンドルに向かって左側後方の泥よけのところに、ヘルメットは後方下部とする。自転車は反射板の上方とする。（貼付していない場合は、無許可として処置する）
- (4) 天候不良、冬期間、病気および疲労の甚だしいときは、車両通学を禁止する。
- (5) 四輪車による通学は、保護者同乗であっても禁止する。
- (6) バイク、自転車での通学は、届け出た通学コースで登下校すること。
- (7) 通学に使用した車両は、学校所定の場所に置くこと。（道路や空き地等に無断放置しないこと）